

# 接触困難な長期欠席児童生徒（および保護者）に学校教職員は どのようなアプローチが可能か —法的規定をめぐる整理—

羽間京子<sup>1)</sup> 保坂 亨<sup>2)</sup> 小木曾宏<sup>3)</sup>

<sup>1)</sup>千葉大学大学院教育学研究科 <sup>2)</sup>千葉大学教育学部 <sup>3)</sup>児童養護施設房総双葉学園

How can school faculty members approach long-term absent students  
(and their guardians) with contact difficulties?: Regarding legal stipulations

HAZAMA Kyoko<sup>1)</sup> HOSAKA Toru<sup>2)</sup> OGISO Hiroshi<sup>3)</sup>

<sup>1)</sup>Graduate School of Education, Chiba University, Japan <sup>2)</sup>Faculty of Education, Chiba University, Japan

<sup>3)</sup>Children's Nursing Home "Boso Futaba Gakuen", Japan

長期欠席（不登校）児童生徒の中には、その背景に児童虐待が疑われる事例が含まれる。学校及び教職員は、児童虐待防止法により虐待の早期発見の努力義務が課せられているが、家庭訪問をしても児童生徒に会えず、状況確認ができない場合がある。本研究は、接触困難な長期欠席児童生徒（および保護者）に学校教職員がとりうるアプローチに関する議論の前提として、保護者の就学義務とその不履行について法的規定や裁判例を整理し、学校教職員の家庭訪問の法的位置づけとその限界を検討した。その結果、就学義務不履行による督促については、議論が「不登校」にマスキングされたまま弁別・整理されていないと考えられた。また、学校教職員の家庭訪問は教育活動の一環として位置づけられており、児童虐待の疑いがあったとしても、保護者が住居への立ち入りを拒否し児童生徒に合わせようとならない場合、教職員は子どもの安全確認まではできないことがその限界として指摘された。

キーワード：長期欠席児童生徒（long-term absent students） 児童虐待（child abuse）  
保護者の就学義務（guardians' obligation to ensure their children attend school）  
家庭訪問（home visit）

## 1. 問題の背景と本論文の目的

児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」）が平成12年（2000年）11月20日に施行された後に発生した児童虐待事件のうち、特に社会に衝撃を与えたものの1つに、「岸和田中学生虐待事件」がある。これは、大阪府岸和田市で、男子中学生に対し、実父とその内縁の妻が、平成14年6月頃から1年半に及んで暴行や食事を与えないなどの虐待を加えて餓死寸前になるまで放置し、平成15年11月に同生徒（当時中学3年）が衰弱死したと誤解して救急車を呼んだために虐待の事実が発覚したもので、殺人未遂容疑で平成16年1月25日に逮捕された事件である。態様の悪質さに加え、この事件では、実父の内縁の妻が学校に虐待が発覚することを恐れて、平成14年10月1日以降男子生徒を中学校に登校させず、自宅を訪問してきた担任教諭や級友を追い返すようになったため、学校教職員が同生徒に会うことができず、さらには、学校から虐待の恐れがあるとの連絡を受けていたにもかかわらず児童相談所が家庭訪問をしなかったことから、虐待の発覚が遅れ、重大な事態に至った。すなわち、「不登校という問題にマスキングされ、児相や学校が虐待の認識に至らなかったとしてその危機意識が

問われた”（保坂，2007，p. 430）という点においても大きな社会問題となったものである。

文部科学省は、岸和田中学生虐待事件を受け、平成16年1月30日付けで初等中等教育局児童生徒課長通知「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について」（以下、「平成16年1月30日付け通知」）を発出するとともに、同月31日から同年2月29日までを調査期間とし、全公立小中学校を対象とした「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況及び児童虐待に関する関係機関等への連絡等の状況について」の調査を実施した（以下、「平成16年・文部科学省調査」）。その結果は、平成16年4月15日付け初等中等教育局児童生徒課長通知「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」（以下、「平成16年4月15日付け通知」）にて示された。それによると、平成16年3月1日現在で、学校を30日以上休んでいる児童生徒数は49,352人おり、そのうち、学校の教職員が会えていない児童生徒数は13,902人（28.2%）にのぼり、さらに、学校も他の機関の職員等も会えていないと思われる児童生徒数は9,945人（20.2%）であることが明らかとなった<sup>(註1)</sup>。

また、保坂（2000）や平成15年3月に文部科学省の不登校問題に関する調査研究協力者会議が取りまとめた報告「今後の不登校への対応の在り方について」（以下、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」）が指摘

連絡先著者：羽間京子

するように、いわゆる不登校の背景や要因は様々であり、その中には、“神経症型不登校”（保坂，2000）の事例だけでなく、非行型の不登校や、背景に深刻な虐待が存在する事例などが混在している。“登校しようとしても心理的な理由から登校できないという葛藤状況にあるのが特徴”（保坂，2009，p. 77）とされる神経症型不登校事例では、時間をかけて児童生徒の内面的変化を促進するかわりが求められることが多い。一方、虐待が背景にあると疑われる不登校児童生徒の事例においては、児童虐待防止法第5条第1項によって虐待の早期発見の努力義務が課せられている学校及び教職員の場合はとりわけ、児童相談所等への通告などの的確かつすばやい対応が求められる。そして、先に挙げた平成16年・文部科学省調査にあるような長期間学校を休んでいる児童生徒（以下、「長期欠席児童生徒」）のうち、学校教職員が接触困難な児童生徒には、「保護者が海外赴任で一緒に外国に行っているが、学校に籍がある」などの場合を除き、緊急対応が必要な事例が多く含まれていると考えられる。

これまで、児童虐待の早期発見のポイントや発見後の対応についての議論は数多くなされている。学校教職員による長期欠席児童生徒の状況把握と対応については、門田（2004）が、校内及び関係機関との協働体制の構築等の重要性を指摘している。そして、門田（2004）も述べるように、児童生徒が明確な理由なく連続欠席するような場合、“多くの学校では、定期的な家庭訪問を行っている”（坂本，2004，p. 35）と考えられる。国立教育政策研究所生徒指導研究センター（2004）は、背景に虐待等の深刻な問題が存する場合を含めた“不登校の態様や状況に応じた取組”として、“家庭訪問を通じた取組”（pp. 43-44）について論じている。文部科学省も、上記の平成16年1月30日付け通知で“不登校児童生徒が家庭等にいる場合についても、学級担任等の教職員が児童生徒の状況に応じて家庭への訪問を行うことなどを通じて、その状況の把握に努めること”とし、平成16年4月15日付け通知において“児童生徒本人の心身上の理由により会うことができない場合などにあっても、（中略）当該児童生徒と関わりを持てる者が継続的に家庭訪問を行うなど”と示しており、つまり、長期欠席児童生徒の状況把握の方法として、学校教職員の家庭訪問を挙げている。

ここで問題となるのは、家庭訪問をしても、保護者が児童生徒との面接や訪問自体を拒否するなど接触困難な事例に対して、学校教職員はどのように対応したらよいのかということであろう。そして、この重要な問題を検討していこうとすると、その前提として求められるのは、学校教職員の家庭訪問による接触は法的にどのように位置づけられるかという議論である。それがなければ、学校教職員ができることの限界が明らかにならず、結果的に、学校外の機関による緊急対応が必要な事例にもかかわらず、学校や教職員が抱え込んでしまうことにもなりかねない。さらに、学校の中でも小中学校は、義務教育をつかさどるが故に、虐待の早期発見も期待されると考えられるが、そもそも、就学義務と保護者に正当な事由がない場合の児童生徒の長期欠席（すなわち就学義務不履行）について法的観点から整理しておくことも重

要であろう。しかし、これらの問題に関する、児童虐待の視点を踏まえた議論はほとんど見られない。

そこで、本稿では、児童生徒の長期欠席の背景に存する可能性のある虐待の早期発見に資するために、就学義務とその不履行について、法的規定や裁判例を整理した上で、学校教職員の家庭訪問の法的位置づけとその限界を検討することにした。この作業を通して、接触困難な長期欠席児童生徒事例に対して、学校教職員が可能なアプローチについての議論展開の前提条件を整えることが、本論文の目的である。

なお、学校基本調査では、小中学校において1年間で30日以上欠席した児童生徒を長期欠席と定義し、その理由を「不登校」「病気」「経済的理由」「その他」に4分類している。しかし、保坂（2000，2009）が指摘するように、各学校が報告するこの理由の分類は曖昧であり、「不登校」だけでなく長期欠席全体に注目すべきであるとの考えから、本稿では以下、「不登校」ではなく「長期欠席」という用語を統一して使用する。

## 2. 就学義務と、保護者に正当な事由がない場合の児童生徒の長期欠席（就学義務不履行）との関係—法的規定と裁判例

### 2.1 法的規定

日本国憲法は、第26条第1項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と国民の教育を受ける権利を保障するとともに、同条第2項において「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と規定し、子どもの保護者に教育を受けさせる義務と義務教育の無償を定めている。この教育を受けさせる義務の規定を受けて、教育基本法第5条第1項で「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。」とされ、さらに、学校教育法第16条において「保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。」と定められるとともに、同法第17条において、保護者の就学義務が具体化されている。

「第17条 保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満15歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又

は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

- ③ 前2項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。」

学校教育法第17条第3項を受け、学校教育法施行令は、その第19条ないし第21条において次のように規定する。

「第19条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、常に、その学校に在学する学齢児童又は学齢生徒の出席状況を明らかにしておかなければならない。

第20条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な理由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第21条 市町村の教育委員会は、前条の通知を受けたときその他当該市町村に住所を有する学齢児童又は学齢生徒の保護者が法第17条第1項又は第2項に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対して、当該学齢児童又は学齢生徒の出席を督促しなければならない。」

学齢児童生徒の病弱等による就学義務の猶予・免除については学校教育法第18条に規定がある。他方、正当な理由がない就学義務不履行に対しては、学校長の通知に基づき市町村教育委員会が保護者に対して出席の督促を行わなければならない。学校教育法は、この出席督促を受けても保護者がなお就学義務を履行しない場合に罰則規定を設けている。具体的には、学校教育法第144条が次のように定めている。

「第144条 第17条第1項又は第2項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、10万円以下の罰金に処する。」

具体的な手続きとしては、まず、教育委員会が警察等の捜査機関に学校教育法第144条の罪を告発することとなる。なお、同罪は、かつては、少年法の規定に基づき、家庭裁判所に検察官が公訴を提起することとなっていたが、平成20年12月15日に施行された「少年法の一部を改正する法律」（公布は同年6月18日）により、通常の刑事事件と同様、地方裁判所等に公訴を提起することとされた。

## 2.2 裁判例

第一法規情報総合データベースの判例体系で、〈事項〉を「就学義務」、〈参照法令〉を「学校教育法」として検索したところ、5件ヒットした。そのうち、本論文の趣旨を踏まえ、義務教育における男女共学制に対する反対意見から子女を就学させなかった1事例（第一審、控訴審、上告審の3裁判例）を除くと、学校教育法違反事件（就学義務不履行）として有罪判決を受けたものは、下記の福島家裁平支部昭34・10・13判決（家庭裁判月報12巻2号150-152）と岐阜家裁昭51・2・12判決（家庭裁判月報28巻10号214-217）の2つであった。

- 1) 福島家平支判昭34・10・13（家庭裁判月報12巻2号

150-152）

これは、保護者が中学校に就学させるべき子女を就学させなかった事例である。「罪となるべき事実」は次の通りである（以下、不要な個人情報を省略又はマスキングした）。

「第一、被告人Aは長女B子（昭和19年1月X日生）の親権者として学校教育法に基き、B子が昭和32年9月当時在学していた〇〇中学校に同女を就学させる義務があつたに拘らず、〇〇市教育委員会から右義務の履行を督促されながら、その頃から昭和33年10月頃まで同女を右中学校に就学させないで同義務の履行をしなかつた

第二、被告人C男は昭和33年10月20日頃の午後2時頃〇〇市被告人D子方において同被告人に対し前記B子を同市において同被告人が経営している風俗営業簡易料理店「バー〇〇」の女給に世話し、以て満15歳にならない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる為引き渡し

第三、被告人D子は〇〇市において風俗営業簡易料理店「バー〇〇」を経営しているものであるが、昭和33年10月20日頃前記B子を女給として雇い入れ、その頃から昭和34年1月X-1日まで右店舗において、同女をして飲食客に酒を酌ましめる等の行為を為さしめ、以て満15歳にならない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせた

ものである。」

判決は、被告人Aに対し、学校教育法違反（参照条文：改正前学校教育法第39条第1項、第91条）として罰金1,000円に処した。また、被告人C男は児童福祉法違反（第34条第7号、同第5号、第60条第2項）で罰金1,000円、同D子は同じく児童福祉法違反（第34条第5号、第60条第2項）で罰金3,000円に処された。

- 2) 岐阜家判昭51・2・12（昭50（少イ）第1号）（家庭裁判月報28巻10号214-217）

これは、実子を1年3ヶ月余にわたり就学させなかった母親が学校教育法違反（参照条文：改正前学校教育法22条1項、第91条）として罰金（8,000円）に処された事例である。「罪となるべき事実」は次の通りである（以下、不要な個人情報を省略又はマスキングした）。

「被告人は、A男（昭和42年12月X日生）の親権者であるが、同人が昭和48年12月X日満6歳に達し、その翌日以後における最初の学年の初である昭和49年4月から同人を小学校に就学させる法律上の義務があり、岐阜市教育委員会から同人の就学すべき小学校を岐阜市立〇〇小学校に指定され、同年4月から翌50年7月までの間数回にわたり同小学校長を通じ同校に就学させるよう督促されたにもかかわらず、昭和49年4月8日から同50年7月19日までの間、1日もA男を小学校に登校させず、もつて保護者の就学させる義務を履行しなかつたものである。」

検察官の冒頭陳述書によると、被告人（以下、「B子」）は昭和33年ころに結婚した。長男A男が小学校に入学する昭和49年当時は、B子は夫C男、長女D子、A男と暮らしていたが、夫はギャンブル好きで生活が苦しく、高利貸しから借金をするに至っていた。B子は、A男の保

護者として昭和48年12月21日には新入学児童の健康診断のため、翌49年2月20日には一日入学のため、それぞれ岐阜市立〇〇小学校から通知を受けたが、いずれにもA男を出席させなかった。B子は、昭和49年4月にはA男を〇〇小学校に就学させなければならないことは知っていたが、生活が苦しく、ランドセルすら買ってやれない状態であったことから、昭和49年4月の入学式にも出席させず、それ以後、家にA男を閉じ込め、昭和50年7月19日まで全く通学させなかった。この間の昭和49年8月、夫C男が自殺し、B子は夫の勤務先の団体保険から100万円の交付を受け、同年11月から翌50年8月まで4回に分けて合計27万円余の遺族年金の支給を受けているにもかかわらず、A男を就学させようとはしなかった。一方、B子は、岐阜市教育委員会の意を受けた、〇〇小学校長の訪問を昭和49年4月からほぼ毎月のごとく受け、就学義務の履行の督促を受けたが、その都度、A男が病気であるとか、転居するとか、生活が苦しく通学させる金がないとか弁明していた、との経過がある。

さらに、冒頭陳述書には、情状関係として、「被告人は、夫が死亡してから、子供2人を家に残し、外泊するようになり、昭和50年8月には外泊を4日位続けるようになって、まったく子供をかえりみず、かえつて長女D子に新聞配達をさせ、そのアルバイト代を前借りするようになった。そんなことからD子が家出をしたいと担任の教師に申し出て、本件が発覚し、D子、A男の2人は〇〇にある養護施設〇〇学園に昭和50年8月29日に収容され、同所から元気に通学している。」とある。

### 2.3 考察

上記2.2の2事例ともに、子どもが就学していないことの原因が保護者の義務懈怠にあることに争いはない。また、2)の岐阜家判昭51・2・12の事例は、現在であれば、児童虐待防止法に規定する虐待行為にあたることに異論はないだろう。そして、就学義務は、加藤(1983)が述べるように、“親が子どもの監護教育を懈怠放置している場合”を本来“対象としていたと考えられ”(p. 131)、すなわち、就学義務不履行による罰則規定は、上記2.2の2事例のように“親が監護教育を懈怠放置する場合だけに適用され[る]”(p. 142)ととらえられてきた。

その後、長期欠席児童生徒の保護者に対して、教育委員会が就学義務不履行を理由とする出席督促状を送付した事例がマスコミで取り上げられ、社会的非難を受けることが重なった。たとえば、平成2年に、“福島市教育委員会が同市内の「不登校児」である小学校5年生の男子児童の保護者に「登校させなければ学校教育法第91条(現144条)により罰金に処せられる」という内容の出席督促状を送ったケース”(篠原, 2008, p. 131)がその一例である。また、梅野・采女(2003a)によると、平成11年2月に鹿児島県内の教育委員会が、3ヶ月間に7日以上連続して欠席した2つの中学校の生徒12人の保護者に対して出席の督促状を送付し、同督促状に「出席状況が良好でなく、正当な事由が認められない。」「出席させない時は、法律の定めるところによって処罰されることもある。」などの内容が記載されていたことがマス

コミで取り上げられ、「過去の遺物」一律適用」「個々の状況考慮せず」(1999年6月10日付け南日本新聞)と批判的に報道されたという。これに対して、梅野・采女(2003a)は、同教育委員会が、上記の報道記事の時点で行った釈明の“背景に伺うことのできる「法に基づいてはいるが状況への柔軟な対応に欠けていた」(各社の報道から梅野が要約)との認識が、例え機械的ではあっても、条文解釈の範囲たり得るのか”(p. 46)と問題提起した上で、“法体系全体から考察したとき、不登校の子の親は「就学させる義務」を怠っているから罰則を科す、その前提として出席の督促をすることができるという法解釈は出てきようがない。法令が規制対象としているのは、今日いうネグレクト型児童虐待のケースのみである。”(p. 48)と論じている。また、先に挙げた篠原(2008)は、保護者への督促の前提となる学校から教育委員会への不就学の通知は、“あくまでも「保護者に正当な事由がない」ことを理由にする”ものであり、“「不登校」は、それ自体が「正当な事由」に属することからと判断されて”いるとして、“「不登校」の児童生徒の保護者には「就学義務」の法的責任は原則的には課されない。”(p. 131)と述べている。

確かに、“神経症型不登校”(保坂, 2000)の場合、その保護者に就学義務不履行を理由とする出席督促をすることは適切ではない。長期欠席の原因がいじめや教師の体罰等にあり、その原因が除去されていない事例も同様である。しかし、そのような場合に就学義務不履行を理由とする出席の督促をすることが不適切だということと、就学義務が本来対象とする“親が監護教育を懈怠放置する場合”(加藤, 1984, p. 142)における出席督促を含めた措置の検討や実施とは別の問題であり、後者は必要な作業だと筆者らは考えている。

保坂(2010)は、“家庭の劣悪な社会経済的要因(低収入など)に起因して怠学傾向や非行傾向の見られる不登校”の“場合の「欠席」は学校文化からの脱落(ドロップアウト)と捉えることができる”と述べ、これを“脱落型不登校”とし、“子どもの養育保護という点では、児童虐待(ネグレクト)にもつながる危険性を持っている”(p. 11)と指摘した上で、ある県の複数の小中学校を2006年度に卒業した児童生徒の欠席を調査した。その結果、小学校では、全調査対象のうち社会経済的要因を抱えた児童は9.2%である一方、小学校6年時に年間30日以上欠席した児童のうち社会経済的要因を抱えた児童は76.9%にのぼっていた(年間欠席日数10日以上の場合、59.3%)。中学校では、全調査対象のうち社会経済的要因を抱えた生徒は43.0%で、中学校3年時に年間30日以上欠席した生徒のうち社会経済的要因を抱えた生徒は81.8%だった(年間欠席日数10日以上の場合、76.9%)。梅野・采女(2003b)は“「登校していない」という事実状態の背後にまれに、親による児童虐待が隠れていることがある”(p. 68; 下線引用者)と述べているが、保坂(2010)の調査結果を踏まえると、長期欠席の背景に虐待がある事例は少なからず存在していると考えざるをえない。江澤(2010)が記すように、“従来、不登校の問題への対応においては、児童生徒とその保護者が共通の利害のもとに一緒になって解決に取り組むの

が通常であった。しかし、昨今の家庭における児童虐待の増加は、こうした考え方の見直しを迫ることにもなる”（p. 34）と言えよう。

すでに平成15年の「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」において、“不登校との関連で新たに指摘されている課題”として虐待が取り上げられ、その中の“ネグレクトには、保護者が学校へ行かせないなど登校を困難にするような事例が含まれており、不登校の背景にそうした疑いがあるものも見られる。”とされ、教育委員会に求められる役割として“不登校の背景に児童虐待があると疑われる事例に際しては、その実情に応じ、教育委員会として出席督促を行うとともに児童相談所への通告について学校を指導するなど、適切な対応をとることが求められる。”と述べられている。しかしながら、同報告以降も、筆者らが知りうる限り、長期欠席児童生徒で背景に虐待が疑われるとの認識のもとに、教育委員会が出席督促をした事例は見られない。その背景には、前掲の梅野・采女（2003a, b）や篠原（2008）などの法律学の先行研究においても認められるように、この問題についての議論が「不登校」にマスキングされたまま、弁別・整理されていない現実が学校関係者にもあり、本来、出席の督促をすべき相手に督促を行うための条件整備が整っていないからだと言えよう。

なお、札幌市において、母親によって女性が長期間軟禁され、19歳時（平成18年8月）に保護されたという事案が発生した（報道は平成20年10月）。この事例では、女性は、母親から小学校3年生頃から次第に自宅から出ることを禁じられ、小学校5年生の後半からほとんど登校せず、さらに、中学校時は入学式とその翌日以外は全く登校せず、担任教師が電話や訪問を繰り返したが、結果として女性には1回も会うことができなかったという。この事案を受けて、札幌市児童虐待予防緊急対策本部会議が平成20年12月24日付けで「母親により女性が長期間軟禁状態にあった事案を契機とする緊急対策に関する報告書」を取りまとめたが、その中の「再発防止に向けた緊急対策」において、長期欠席の原因として児童虐待が疑われるなど不登校について理由がないと考えられる場合に“就学義務違反による法的措置の効果的な運用”（p. 12）の在り方を検討するとされているのは、重要な指摘だと言えよう<sup>(註2)</sup>。

加えて、就学義務不履行による出席の督促を考える必要がある事例は、平成15年の「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」で取り上げられたり、梅野・采女（2003a）が述べるような“ネグレクト型児童虐待”が疑われる場合に限られるわけではなかろう。ネグレクト以外の虐待を行っている保護者が、虐待の発覚を恐れ、子どもを家に閉じ込めて登校させないという事案が想定されるだけでなく、現に発生しているからである。

### 3. 学校教職員の家庭訪問の法的位置づけとその限界

わが国では、学校教員による家庭訪問が日常的に行われてきたためか、家庭訪問に関する先行研究は非常に少なく、調査としては、京都市教育研究所（1986a, b）によるものしか見られない。京都市教育研究所が言う家

庭訪問は、4月末から5月にかけて行われる学級担任による定期的家庭訪問を指すが、そこでは家庭訪問を“学級担任が担当している子どもを正しく理解し、その指導を効果的なものとするために行うもの”（1986b, p. 41）とし、“学校と家庭との結びつきを強め、協力体制をつくり、そのもとに指導効果を高めようとする教育活動の重要な一環であり、教育の基礎的な取組の一つである”（1986b, p. 1）と位置づけている。公立中学校教員の生徒に対する家庭訪問の際における暴行（体罰）についての国家賠償請求事件の裁判例でも、家庭訪問は教師（公務員）の「職務としての教育活動の一環」とされている（大阪地判平9・3・28判例時報1634号102-110）。以上のように、家庭訪問は学校教員の教育活動の一環と位置づけられ、法的には、小学校の教諭ならば、学校教育法第37条第11項「教諭は、児童の教育をつかさどる。」がその根拠となると言えよう<sup>(註3)</sup>。

教員以外で家庭訪問をする学校職員としては、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」）が考えられる。たとえば、千葉県では、「千葉県スクールカウンセラー等取扱要綱」の第2条で、SSWは、千葉県教育委員会教育長が非常勤の職員として雇用し、県教育委員会、県教育事務所、県立学校及び市町村立小中学校へ配置するとされている（ただし、市町村立学校へ配置する場合は、当該学校を設置する市町村教育委員会（千葉市教育委員会を除く）へ派遣する）。そして、同要綱第16条（旅行）で、「配置校等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合、スクールソーシャルワーカーおよびスーパーバイザーに予算の範囲内で旅行を命じることができる。」<sup>(註4)</sup>とされ、その第2号に「関係機関や家庭等へ訪問する場合」と定められている。したがって、学校に配置されたSSWの家庭訪問は、校長の職務権限（小学校ならば学校教育法第37条第4項「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」、中学校ならば同法第49条（第37条を準用））に包含されていると考えられる。

いずれにしても、学校教職員の家庭訪問自体を直接の対象とした具体的な規定はなく、その根拠は、学校教育法第37条<sup>(註5)</sup>の包括的な表現による規定にとどまる。

加えて、教員以外で児童生徒の家庭訪問を行う職員として、いくつかの市町村教育委員会が独自に置いている家庭訪問相談員が挙げられる。ただし、これはあくまでも各市町村教育委員会の事業であって、相談員の家庭訪問の法的位置づけは曖昧である。なお、伊藤・堀下・保坂（印刷中）は、ある県の3市の家庭訪問相談員事業の概要を調査しているが、全ての市において、保護者の承認のない家庭には家庭訪問相談員は派遣されていない。

まとめるなら、先述の文部科学省の平成16年1月30日付け通知ならびに平成16年4月15日付け通知にあるように、児童虐待の早期発見のためにも、学校教職員の家庭訪問によって、長期欠席児童生徒の状況把握を試みることは極めて重要である。しかし、本稿のこれまでの整理を踏まえると、児童虐待の疑いがあったとしても、保護者が住居への立ち入りを拒否し児童生徒に会わせようとしない場合に、学校教職員が住居に立ち入ってまでして児童生徒に直接会い、安全確認することはできない。住居への立ち入りなどは児童虐待防止法のような明確な法

規定が必要とされるからであり、それが、教育活動の一環として位置づけられている学校教職員による家庭訪問の限界と言える。

では、家庭訪問をしても接触困難な長期欠席児童生徒事例に対して、学校教職員はどのようなアプローチをしていけばよいのであろうか。特に問題となるのは、坂本(2004)が述べるように、児童生徒の“姿がまったく確認できない”(p. 35) 場合である。総論的には、文部科学省の平成16年1月30日付け通知ならびに平成16年4月15日付け通知にあるように、学校内での組織的対応と、教育委員会への連絡や児童相談所等の関係機関との連携が求められる。そして、児童生徒の姿が全く確認できない事例に対しては、家庭訪問実施の際の保護者の応答や、応答がない場合はその状況を記録に残し、校内で対応を検討しながら、学校教育法施行令第20条に規定する「休業日を除き引き続き7日間出席せず」、その出席させないことについて保護者から正当な事由を聞くことができないうちに、校長は速やかに教育委員会に通知するとともに、学校または教職員が児童虐待の疑いがあるとして児童相談所等に通告をすることとなる。通告を受けると、児童相談所等は学校教職員等の協力を得つつ児童の安全確認を行うこととなる(児童虐待防止法第8条)。そして、教育委員会は、児童相談所等と連携しながら、保護者に対する就学義務不履行による出席の督促<sup>(註6)</sup>や告発<sup>(註7)</sup>を検討していくことになるだろう。学校教育法施行令が施行された昭和28年10月31日の後、間もなく発出された昭和28年11月7日付け文部省(現・文部科学省)事務次官通達において“就学の督促をするときには、単に書面による形式的な督促だけでなく、事情に応じて、福祉事務所に連絡する等の積極的措置を講ずるようにならねばならない。”(解説教育六法編修委員会, 2009, p. 188)とあるように、児童の保護と保護者への出席督促等の措置は、平行して検討されるべきものと考えられる。

今後は、以上の整理を踏まえ、実際の事例分析や学校教職員の意識調査などのより実践的な研究を行っていく必要がある。

## 注

1. この調査の詳しい結果は、「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況及び児童虐待に関する関係機関等への連絡等の状況について一都道府県教育委員会を通じ公立小中学校について調査した結果」として、月刊生徒指導(2004; 34(7): 42-45)に掲載されている。
2. 本事案については、札幌市社会福祉審議会児童福祉専門分科会によっても検証が行われ、平成21年3月に「児童虐待による死亡事例等に係る検証報告書」として取りまとめられた(<http://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/senmonbunkakai/houkokusyuo.pdf>) (2010年9月10日)。ただし、同報告書では、札幌市児童虐待予防緊急対策本部会議(2008)が取り上げた“就学義務違反による法的措置の効果的な運用”(p. 12)などについては述べられていない。
3. 中学校は、学校教育法第49条により第37条の規定が

準用される。中等教育学校は、同法第70条により第37条第4項から第17項まで及び第19項の規定が準用される。特別支援学校は、同法第82条により第37条の規定が準用される。

4. 「スーパーバイザー」とは、スクールカウンセラースーパーバイザー(千葉県スクールカウンセラー等取扱要綱第3条第2項)とSSWスーパーバイザー(同第4条第2項)を言う。
5. 注3記載の通り、学校教育法第49条、第70条、第82条において準用する場合を含む。
6. 督促状は、最終的には、相手に直に会って文書を読み聞かせた上で交付することが最も確実である。「受け取っていない」「聞いていない」「読んでいない」「督促されたと思っていなかった」といった弁解を回避できるからである。直に会えない場合で、相手が在宅し郵便物を受け取るのであれば、内容証明等で送付するとよいかもしれない。
7. 捜査機関への告発はあくまでも犯罪に対する制裁が目的である。

## 付 記

本研究は、平成21年度～平成23年度科学研究費補助金(研究代表者:羽間京子)の助成を受けた。

## 文 献

- 千葉県教育委員会(2008):千葉県スクールカウンセラー等取扱要綱。千葉県子どもと親のサポートセンター, 2008年3月, <[http://nxc.jp/k-support/?action=common\\_download\\_main&upload\\_id=20](http://nxc.jp/k-support/?action=common_download_main&upload_id=20)> (2010年9月10日)
- 江澤和雄(2010):就学義務制度の課題。レファレンス, 60(5), 29-52
- 不登校問題に関する調査研究協力者会議(2003):今後の不登校への対応の在り方について(報告)。文部科学省, 2003年3月, <[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/public/2003/03041134.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2003/03041134.htm)> (2010年9月10日)(教職研修, 2003; 31(10): 80-96)
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター(2004):生徒指導資料第2集 不登校への対応と学校の取組について—小学校・中学校編
- 京都市教育研究所(1986a):小学校編 家庭訪問に関する調査—訪問のために。京都市教育研究所報告, 318
- 京都市教育研究所(1986b):中学校編 家庭訪問に関する調査—訪問のために。京都市教育研究所報告, 319
- 保坂亨(2000):学校を欠席する子どもたち—長期欠席・不登校から学校教育を考える。東京, 東京大学出版会
- 保坂亨(編著)(2007):日本の子ども虐待—戦後日本の「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析。東京, 福村出版
- 保坂亨(2009):“学校を休む”児童生徒の欠席と教員の休職。東京, 学事出版
- 保坂亨(2010):脱落型不登校の実態調査。平成19年度

- ～平成21年度科学研究費補助金報告書（研究代表者：酒井朗）：不登校現象の社会・文化的多様性と支援ネットワーク構築に関する教育臨床社会学，10-18
- 伊藤秀樹，堀下歩美，保坂亨（印刷中）：家庭訪問相談員による長期欠席（不登校）児童生徒への支援—A県3市の事例より．千葉大学教育学部研究紀要，59
- 門田光司（2004）：長期欠席児童・生徒の状況の把握と対応をどう進めるか．教職研修，33（4），48-51
- 解説教育六法編修委員会（編）（2009）：解説教育六法 2009 平成21年版．東京，三省堂
- 加藤永一（1983）：親の教育権について—親の監護教育権と就学義務．法学，47，127-146
- 文部科学省（2004a）：平成16年1月30日付け初等中等教育局児童生徒課長通知「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について」．（文部科学省初等中等教育局児童生徒課（2008）：生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策，pp. 502-506）
- 文部科学省（2004b）：平成16年4月15日付け初等中等教育局児童生徒課長通知「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」．（文部科学省初等中等教育局児童生徒課（2008）：生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策，pp. 507-510）
- 坂本ひろの（2004）：虐待—中学校で発見するとき．月刊学校教育相談，18（8），34-37
- 札幌市児童虐待予防緊急対策本部会議（2008）：母親により女性が長期間軟禁状態にあった事案を契機とする緊急対策に関する報告書
- 篠原清昭（編著）（2008）：学校のための法学〔第2版〕—自律的・協働的な学校をめざして．京都，ミネルヴァ書房
- 梅野正信，采女博文（2003a）：就学義務と不登校をめぐる法常識．季刊教育法，136，46-51
- 梅野正信，采女博文（2003b）：就学義務と不登校をめぐる法常識（その二）．季刊教育法，137，64-69